

## 第3回 吹田市総合計画審議会・第3部会 議事要旨

■日時:令和5年(2023年)6月12日(月) 19:03~20:57

■場所:オンライン開催

■出席者:別紙「出席状況一覧」のとおり

■傍聴人:1名

■資料:

(第3回部会資料)

資料1 部会出席職員一覧

資料2 第4次総合計画基本計画改訂版 見直し箇所一覧

資料3 第4次総合計画 現行計画・基本計画改訂版 対照表及び見直し理由一覧

資料4 総合計画審議会・部会(第1,2回)での意見及び所管室課回答

(第3回審議会資料)

資料1 第4次総合計画見直し 策定スケジュール・本日の到達点

資料2 第4次総合計画中間見直しの考え方(再整理)

資料3 第4次総合計画基本計画改訂版 見直し箇所一覧(策定後の主な動向別)

資料4 第4次総合計画基本計画改訂版 見直しポイント別施策指標一覧

資料5 第4次総合計画基本計画改訂版素案(第3回審議会時点)

資料6 第4次総合計画基本計画改訂版素案概要

資料7 第4次総合計画基本計画改訂版素案 新旧対照表(第2回審議会・第3回審議会時点)

資料8 市民参画 主な意見

■議事要旨

### 1. 定足確認

### 2. 案件

【報告】(1)、(2)(資料1、第3回審議会資料1)

事務局:(資料説明)

【議題】(1)第4次総合計画改訂版素案検討(第3回審議会資料2)

事務局:(資料説明)

ア)中間見直し基本方針「策定後の主な動向」を踏まえた見直し(資料2、第3回審議会資料3)

事務局:(資料説明)

部会長:

第3回審議会資料3の策定後の主な動向1-2「中核市移行」について、素案には大きなことが書かれているようだが、実際の指標とリンクしておらず評価することが難しいのではないかと。平時の中核市の保健所の在り方と

してこの指標で測るのはよいが、コロナのことを書き過ぎてしまうのはどうなのか。第3回審議会資料5の26ページ、政策4「健康・医療のまちづくり」の現状と課題のところ、心の健康問題にも対応したというようなことが触れられており、それは素晴らしいことだが、保健所として頑張っていくことを書けばよいだけではないか。少し欲張って書かれているように感じた。最近、保健所があれば何でもできるといった、保健所万能論のようなところが多いが、それは少し違い、コロナのような2類感染症では府知事の役割が重要である。

事務局：

素案で黄色いマーカーを引いている部分が、第2回審議会以降に検討し見直した箇所である。前回の審議会にて、施策指標の結核罹患率について、なぜ指標にするのかという意見があり、保健所の役割はコロナに限らず感染症対策を行うことが重要であるためと回答した。保健所にとって感染症対策を行うことが重要な業務であるならば現状と課題にも書くべきであるという御意見をを受けて追記した経緯がある。その経緯を知らずにここだけを見ると、結果的に感染症だけをクローズアップしたようにも見える。

部会長：

少しそのような感じを受ける。

A 委員：

公衆衛生の施策は、ややもすれば、無理に入れ込んだ印象を受けてしまう。そもそも健康寿命を長くしようとする中で、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率を上げることにより、生活習慣病を改善し、結果として、医療費の適正化を行いながら、なおかつそのためにはデジタルの視点から評価していこうという流れでつかむのがよりよいのかと思う。施策 3-4-1「健康づくりの推進」、施策 3-4-2「公衆衛生の向上」、施策 3-4-3「地域医療体制の充実」、施策 3-4-4「健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進」という4つの施策に対して一定のストーリーを作る必要があると考えている。現状は、公衆衛生が途中で入ってくるため文脈が読み取りづらい。生活習慣病の重症化予防、早期発見を進め、結果として医療の適正化を図る、そのためにはデジタルが必要であるということで、施策 3-4-1 と 3-4-3 は保健行政でもよく言われることであるためスムーズに入れることができるが、施策 3-4-2 の公衆衛生の向上をこの中にどう入れ込むのか。施策を見る限りは、健康危機への対応、メンタルヘルス、難病対策、生活衛生関連とあり、ここから結核の指標はなかなか想像しづらい。むしろ、メンタルヘルスや難病疾患の指標が出てきそうな印象を受ける。その上で、健康寿命を延ばし、生活習慣病対策として健康づくりの推進ということであれば、施策 3-4-2「公衆衛生の向上」が最初で、次にそのために必要な施策 3-4-1「健康づくりの推進」とは何か、その結果、施策 3-4-3「地域医療体制の充実」を図る、なおかつ体制の充実を図るためにデジタル化によってデータを見ていこうということで、デジタル田園都市国家構想の中であったように、健康・医療のなかにもデジタル化を入れるとすれば、施策 3-4-4 がそれに当たると思う。デジタル化を入れるとするとその指標はどれになるのか。ストーリーを作った上で4つのキーワードを見直し、施策指標がうまく適合しているのか確認してもよいのではないかと。その中で、結核罹患率はどのような立ち位置で入れるべきか。そうすれば部会長の疑問も解消できるのではないかと思う。

部会長：

A 委員がおっしゃったように施策 3-4-2 を初めに設定した方がよいと思う。保健所の基本は公衆衛生の向上であり、その次に、地域医療や健康づくり、医療イノベーションが入ってくるというように、順番を変えてみてもよいのではないかと。そうすると書きぶりが、保健所としての基本機能を維持強化しつつ、健都やイノベーションへと対

応していくということで、ストーリー性が出るのではないか。中核市移行と言えば保健所が一番大きい話であるため、ぜひとも他の皆様からも御意見を頂戴したい。事務局としても検討をいただけるか。

事務局：

第2部会に向けて所管室課とも検討したい。

部会長：

保健所の基礎・基本は施策 3-4-2 であると思うため、結核はそれをあくまで一例として常にチェックしているという形で指標としているのであれば納得いくような気もする。そのほかの感染症が出てくる可能性もあるが、一例としての結核であると答えることができる。

エ) 大綱別の確認 イ 大綱8 行政経営(資料3、4、第3回審議会資料5、6、7)

事務局:(資料説明)

B 委員：

施策指標 8-1-4「電子化した行政手続におけるオンライン申請件数の割合」は、全ての行政手続の件数を分母として、分子がオンライン申請件数だったと思うが、この数字はあまりピンとこない。これを修正する必要はないが、どちらかといえば、手続の件数がいくつあり、そのうちオンライン化できている割合がどれくらいあるかが気になる。

情報政策室：

割合については御認識のとおりである。行政手続の件数について具体的な数字は棚卸中であるが、昨年度末の実績として把握している総手続数は 1,300 から 1,400 の手続がある。その中で特にオンライン化を進めるべきものが 900 件弱ある。年間の受付件数が極めて少ないなど、オンライン化をしても効果が得られないものを除き、対象手続の母数の件数を 900 としている。その内、概ね令和4年度末時点で 500 件ほどオンライン化ができて見込んでいる。

B 委員：

割とよいペースで進んでいると思うが、その数字の方が分かりやすいように思う。今の指標の割合では分母が分からず、30%と言われてもピンとこない気がした。

部会長：

どれだけの手続がオンライン化できているかは、大変面白いため施策指標に追加してもよいくらいだと思った。委員の指摘のとおり、行政手続の中でどれくらい電子化が進んでいるかは吹田市の実績として素晴らしいことであるし、施策指標 8-1-4 はせっかくオンライン化したが、市民がどれくらい利用しているかということも意味しているようにも取れる。

B 委員：

そのとおりで、手続の 900 件のうち 500 件はオンライン化が進んでいるというのはよいことであり、そちらの方

がより説得力があるような気がする。

部会長：

むしろ吹田市が誇らし気に言えることではないかと思う。

B 委員：

他市の状況が分からないため、9分の5がよいのかどうか判断はできないが、感覚的には悪くない気がする。

部会長：

私も他市の状況は分からないが、自分の所属する組織を考えるとすごいことだと感じる。ぜひこの件については、仮の数字でも構わないため、御指摘について御検討いただきたい。

A 委員：

2点ある。まず施策指標 8-1-1「公債費比率」について、財政健全化法に則ると実質公債費比率が採用されることが多いが、公債費比率としている理由をお聞きしたい。もう1点は施策指標 8-1-2「一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合」ということで、普通会計による建築物を一定想定しているかと思うが、その認識で合っているか。施策 8-1-2「公共施設の最適化」の本文内に上下水道の記載があるが、通常は公営企業会計に分類される。吹田市は普通会計に含まれているのか。

資産経営室：

施策指標 8-1-2 で示しているのは一般建築物の個別施設計画ということで、会計としては普通会計を対象としている。公共施設、つまり一般建築物の個別施設計画となるため、この計画が完了した割合と、この計画に基づいてどれだけ実施できているかという指標である。

A 委員：

施策 8-1-2 の本文内にある上下水道では浄水池、配水池などが公共施設になると思うが、普通会計として吹田市は含めているということか。通常であれば、公営企業会計に含まれると思う。

資産経営室：

施策 8-1-2 については学校や公民館などの一般建築物が普通会計に含まれ、御指摘にあった上下水道は普通会計とは別の会計となる。

A 委員：

地方自治体の財政について見識がある人が見ると上下水道の記載に違和感があるため、留意した方がよい。個別施設計画は学校関係が大半を占めており、冒頭に学校や公民館の記載があるのは違和感がなかったが、他の施策指標は財政調整基金や公債費比率など普通会計による指標に限定しているため、地方公営企業会計に関する記述は省いた方がよいのではないか。

資産経営室：

一度検討させていただきたい。

部会長：

検討いただければと思う。国交省などは公共施設についてこのようにまとめた書き方をするのでよく分かるが、地方財政の立場で見るとお金の出どころはどこなのかと違和感がある。でき上がったものは会計に関わらず公共施設とすることもあり、全体のバランスの中でお考えいただきたい。

事務局：

公債費比率については第4回部会で回答させていただきたい。

A 委員：

承知した。おそらく公債費比率を使った理由としては、財政健全化法以前からの比較をしたいのであれば、公債費比率しかないためではないかと思う。実質公債費比率は 2008 年以降からとなるため、そういった視点から公債費比率であるならば望ましい。

部会長：

財政健全化法に則った方が見やすいのではとも思うが。研究者でない限りそのような古いデータと比較することもあまりないかと思う。

B 委員：

施策指標 8-1-4「ICT を活用した行政サービスの稼働休止時間」については、9時から 17 時半のサービス時間の中で 0 分であると前回説明いただいたが、今後を考えたときにサービスは9時から 17 時半では済まなくなると思う。24 時間になるかどうかは分からないが、サービスの時間が長くなると 0 分は難しくなるのではと思われるため、次の計画では目標値が変わるということにならないか心配である。

情報政策室：

従来の行政サービスの稼働休止時間は窓口の開庁時間を想定したもとで9時から 17 時半までとしているが、今後手続のオンライン化が進むと分母の対象は 24 時間ベースへシフトしていくことは確かにあるかと思う。計画策定当初は主に住民情報系の窓口を想定して目標を設定していたが、今後、自治体のサービスの提供手段が変わってきた中での考え方は考慮が必要だと考えている。

部会長：

御指摘のとおりかと思う。今回の計画は数年で終わるため、次の引継ぎではこの点を検討いただきたい。

A 委員：

施策指標 8-1-2「一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合」にある見直し時の実績と目標の 100%という数値は、すでに達成したという理解でよいのか。個別施設計画の策定なので、人口減少等で見直しが必要かと思う。通常、公共施設計画の中で個別施設計画は作らなければならないため、強制的に横並びで作っている状況の中、国が見直しを求めてきている状況かと思うが、それを踏まえて 100%完成と捉えてよいのか。令和 10 年度まで計画の手直しはなしで、計画に基づき粛々と改修や建替えを行っていくということではよいのか。既に 7 年前に達成した指標としてそのまま残しておいてよいのか。

資産経営室：

個別施設計画は令和2年度に策定が完了しており、実績を100%としているが、5年ごとの見直しがあり、次回は令和7年度に見直しをかける予定がある。

A 委員：

そうすると100%が70%になる可能性があるのか。

資産経営室：

策定自体は令和2年度に終わっているためその実績値は変わらないが、見直しにより、改修や建直しが早まる等は発生するかと思う。

A 委員：

具体的にどの数字に変更があるのか。

資産経営室：

この計画では個々の建物についてどの時点で建替えや改修をするのかを策定しているため、その年度の変更がある。施策指標としては8-1-2「公共施設（一般建築物）の改修や建替えをした件数」に変更がある可能性がある。

A 委員：

それは増えていく方向で考えてよいか。

資産経営室：

増えるか減るかは見直しの時点で見てみないと何とも言えない。

A 委員：

本来は、見直しが重要な指標であり、策定したからよいのではなく、見直しがポイントとなると理解した。その見直し次第では、人口の減少等で改修や建替えが必要がなく長寿命化で対応できるとなる可能性がある。それが国交省の求めていることかと思う。となると、施策指標8-1-2「一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合」の目標が100%であれば指標の意味をなさないのではないか。

部会長：

指標については、目標値を達成したからといって指標を削除するのはよくないのではないかという議論が以前にもあったが、中間見直しでは指標を削除しないということではよいか。

C 委員：

公債費比率や公共施設の改修、建替え件数について、他市では、改修は補助金が入らないため起債の活用が多く、また建替えとなるとかなりの費用が掛かるため、補助金があっても起債せざるを得ないことがある。他市では今後、令和10年までの計画として、市債残高と公債費負担が増えるだろうと見込んでいるところもあるが、

指標としては、130 件の改修や建替えを行っても公債費比率は 10%を超えないといった整合性を取っているのか。予算を執行していく中で、公債費比率が 10%を超えないという目標も睨みながら、建替えや改修をどう実施していくか、両方見ていかななくてはいけないため、この時点で絶対整合性を取らなければならないというわけではないが、建替えをしていきたいが公債費比率が増えるということも今後出てくる可能性があるのではと思う。

事務局：

第3回審議会資料5、素案の7ページに財政運営の基本方針があり、本市としては公債費比率 10%以下を維持するという方向性で、令和3年度実績は 7.5%である。8ページの歳出のグラフのうち、茶色い部分が公債費となり、見込み額としては 70 億円前後となっている。

部会長：

つまり公債費発行の枠については、建てなくてはいけない場合は、うまく調整することができるから問題ないということではよいのか。

資産経営室：

個別施設計画を策定する段階で公債費の枠は考慮していない。今の段階で考えられる将来的建替えや改修を計画しているが、その時々で必要な補助金や起債を考えていきながら進める。財政の平準化ということは考え、計画を立てているが、公債費の枠の中で考えているわけではない。

A 委員：

委員の指摘は本質的で難しい問題だと思う。あらゆるシミュレーションは個別ではやっていると思うが、さまざまな公共施設があるため、全てを考慮するのは難しい。委員の指摘も担当者が回答に困るのも当然だと思う。

部会長：

公債費比率が 10%を超えないということを目標としている以上、毎年見直しをしていく際に考慮していく。誰かがグリップを握っておくということかと思う。他市では厳格に計画を立てている例があるのか。

C 委員：

個別施設計画は理論値的なものであると認識している。他市では、建物の建てられた時期によってどこをいつ改修するというような言い方をしており、実際にその年度にやるかどうかは別ということと、予算編成においては査定や全体予算の中で、1年遅らせるかどうかなどを見ている。他市も計画どおりにというわけではなく、個別施設計画とは分けて考えており、総合計画とはリンクをさせていない。ただ、施策指標を横並びで見たときにリンクしているのかと気になった。

部会長：

説明ができればよい部分もあるかと思うが、どうするかは事務局で御相談いただければと思う。

ウ) 市民参画で得られた市民意見の素案への反映(第3回審議会資料8)

事務局：(資料説明)

B 委員：

評価点の算出方法は資料のどこかに書いていただいた方がよい。アンケート評価の際によく使う手法だと思うが、評価を点数に置き換えるのはあまりよくないと思う。グラフが 50 から始まっているのもやはり気持ちが悪い。

事務局：

グラフについてはより正確に見せられるよう、担当部とも調整したい。また評価方法についても検討したいと思うが、こうした方がよいという御意見があればお願いしたい。

B 委員：

そもそも 75 点、50 点、0 点と点数を割り当てるのが恣意的である。ここに出てくる値そのものには意味がなく、前年度との比較という意味で改善が見られるか、他の指標との比較だけに意味があるので、明確に点数を書かない方がよいのではないか。

部会長：

おそらく 100%の帯グラフで見えていくのが分かりやすい。あえてスコア化する必要もなかったのではと思うが、過去との比較を見ていく中でいろいろなことが見えてくるというのも分からなくもない。

これを踏まえた上で、総合計画に反映させるべき点について御意見をいただきたい。市民はこの部分に興味があるようだから、現在の施策展開等にもう少し追記した方がよい、というイメージである。

A 委員：

留意点として、資料8の 3 ページ、市民意識調査の結果比較の中で、「④子供を産み育てるときに、健康相談を受ける場や、病院が身近にあるなど、安心である」という項目において、平成 26 年度から令和4年度にかけて年々評価が改善していると読み取れる。しかし、1ページの上から 3 つ目には、「市民にとってあまりなじみがない政策などは評価が難しかったものと思われるが、市民と職員の評価の比較を行ったところ、最大で約 20 ポイントの差が生じている」とあり、「8 健康・医療のまちづくり」がそれに該当し、真逆の見解となっている。これを同時に出したときに違和感を覚える人が出てくるかもしれないため、整合性を取っておくべきではないかと感じた。

事務局：

市民参画の意見については、どのようにお見せするか事務局でも迷っている。市民と職員による評価の差がどれくらいあるかをお見せしたいと考え、このような資料を出している。同じ資料の中でアンケートによって結果が異なる、整合性が取れていないことは事務局としても課題であると感じているため、どのようにお見せできるかはもう少し検討させていただきたい。

部会長：

極論を言えば、点数評価の方は出さない、総合計画の見直しには入れないということもありかもしれない。市民意識調査の結果はこれでよい。市民の傾向はどうか、市民よりも政策をより理解している職員は全てにおいて市民よりも高めに評価が出ることが分かればよい。そのような中で政策による評価の違いを読み取ってあげればよいのではないか。全てを整合的に説明しようとするとかかなりのボリュームになる。色々と盛り込みたいというのも分かるが、細かく見ていくと他にも整合の取れないものはあるかと思う。市民評価と職員評価の比較だけで

も十分面白いのではないか。この点も含めて御検討いただきたい。

D 委員：

市民と職員との差に注目した視点を挙げているが、例えば市民評価順位の1位、5位、16位はそれぞれ17ポイントの差で差は同じであるが、市民評価のレベルは70%、60%、40%である。市民評価のレベルや市民と職員評価の差など、様々な観点で読み取ることが可能である。ポイントの差だけに着目する根拠は何か。色々な観点でこの結果は検討する余地があるとする方が妥当ではないか。

市民評価のレベルで言えば、一番高いのは70%台で一番低いのは30%台と、これはこれで十分議論の対象となる。市民と職員の評価の差も議論の対象となる。そのため様々な議論の視点があり、1つだけに絞ることは誤解を招くのではと心配した。

部会長：

政策ごとの評価の高い低いという議論、全体で見てどのような特徴があるかという議論、市民と職員との差をどのように捉えるかという議論と、様々な視点からデータを分析することができるという書きぶりになるということではないか。

事務局：

調査結果については今年3月に膨大な量の報告書を作成しお送りしていたが、その中から議論をしやすいようにために抜粋してお見せできないかと考えて今回は資料を作成した。確かに様々な切り口があり、庁内でも様々な議論があり、見方を1つに絞ることで誤解を招くということは御指摘のとおりだと思う。

エ) 大綱別の確認 ア 財政運営の基本方針(資料3、4、第3回審議会資料5、6、7)

事務局：(資料説明)

A 委員：

7ページの「③将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。」の内容を見ると、公共施設の老朽化対策ということで投資について主に書かれているが、この公共施設は公債費比率や起債で対応するとしても、赤字地方債はいわゆる臨時財政対策債だと思うが、減税・減収補填債なども含めての赤字地方債なのか。赤字地方債の定義付けについて教えていただきたい。

事務局：

基本的に臨時財政対策債は発行しないという考えで財政運営を行っている。

A委員：

承知した。令和3年度の発行無しは臨時財政対策債のことかと思ったが、もしコロナ対策で減税・減収が入っているならばと思い、確認させていただいた。

エ)大綱別の確認 ウ 序論・基本計画改訂版の構成(資料3、4、第3回審議会資料5、6、7)

事務局:(資料説明)

(意見なし)

### 3.その他

事務局:

次回の全体会の開催予定等について事務連絡を行った。

以上

出席状況一覧

別紙

第3回吹田市総合計画審議会第3部会 令和5年（2023年）6月12日（月）午後7時 開催

（選出区分毎の五十音順・敬称略）

	号	区分	分野	所属・役職	氏名	出欠
1	1号	学識経験者	行財政 社会保障財政	甲南大学経済学部 教授	足立 泰美	出席
2	1号	学識経験者	行政経営	大阪大学大学院法学研究科 教授	北村 亘	出席
3	1号	学識経験者	教育	千里金蘭大学生活科学部 教授	島 善信	出席
4	1号	学識経験者	DX	大和大学理工学部 教授	松浦 敏雄	出席
5	4号	関係行政機関		西宮市 政策局 政策総括室 政策推進課 課長	堀越 陽子	出席

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市 出席者

事務局	今峰行政経営部長、企画財政室 伊藤室長、吉村参事、森岡主幹、清家主査
	担当部局職員（別表1のとおり）
	委託事業者

別表1

大綱	所属	役職	氏名
8 行政経営	総務部人事室	室長	田畑 茂洋
	行政経営部情報政策室	室長	武田 祐二
	税務部税制課	課長	津田 泰彦
	市民部市民課	総括参事 (市民課長事務取扱)	相川 勝徳
	都市計画部都市計画室	室長	大椋 啓之
	都市計画部資産経営室	室長	藤原 義紀